

## 施策の柱5 認知症施策と権利擁護の推進

### 1 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症施策については、令和元年6月に策定された「認知症施策推進大綱」の中間評価や、令和5年に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」で国が策定する認知症施策推進基本計画等の内容を踏まえ、第9期計画の取組を更に進め、実効性のある認知症施策を推進していきます。

目的	取組	事業内容・今後の方針
医療・介護との連携	認知症地域支援推進員	各地域包括支援センターに配置し、認知症の人とその家族の相談、支援、地域で支える仕組みづくり、病院や介護施設、地域にある様々な支援団体との連携の推進や、地域に向けた認知症に関する理解促進のための普及啓発活動等を行う。 ・継続して地域包括支援センターや関係機関と連携しながら、取組を推進する。
	認知症初期集中支援チーム	認知症またはその疑いのある方の自宅を訪問し、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられるよう、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。 ・継続して、地域や認知症疾患医療センターを含めた関係機関との連携を図りつつ、認知症の人やその家族への早期からの適切な支援につなげる。
	認知症ケアパスの活用	症状の進行に合わせて、いつ、どのような医療・介護等のサービスを受けることが可能か、サービスや支援の内容等をまとめたものを定期的に更新し、情報提供を行う。 ・イベント等での配布、市ホームページへの掲載等、認知症の方やその家族に十分活用していただけるよう、普及・啓発に努める。
介護サービス提供者への支援	認知症介護基礎研修の受講啓発(☆)	介護報酬に係る担当部署が介護関係者へ、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させることを目的とした「認知症介護基礎研修」の受講が義務化されたことを啓発していく。
認知症の方及び介護者の支援	認知症カフェの設置	認知症の方やその家族が、地域の人、医療職や介護職等の専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として、地域の会場で開催している。 ・認知症地域支援推進員を中心に、カフェの実施場所や内容を、現状を踏まえながら検討する。 ・各日常生活圏域に1か所以上での実施を目指し、地域で気軽に参加できるカフェの開催を行う。
	家族のつどい	介護者家族が集まり、介護の相談や情報交換を行いながら、同じ境遇の仲間同士で励まし合い、助け合うことで心理的負担の軽減を図る。 ・継続して開催し、介護者の負担軽減に努める。 ・介護者ニーズを把握し、施策に反映させる。

目的	取組	事業内容・今後の方針
認知症の方及び介護者の支援	本人ミーティング	認知症の当事者同士が体験や希望、困りごと等の思いを語り合い、楽しく共有・発信できる場として開催している。 ・継続して開催し、認知症の方が住みやすい地域を発信できる土台作りを行う。 ・認知症当事者のニーズを把握し、当事者の視点を重視した施策を推進する。

▶認知症地域支援推進員活動実績

区分	第8期 実績値			第9期 見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
支援件数 (実人数)	331	326	226	310	320	330

※ 令和5年度は9月末現在

▶認知症初期集中チーム支援数

区分	第8期 実績値			第9期 見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
支援件数 (実人数)	21	22	11	35	40	45

※ 令和5年度は9月末現在

▶認知症カフェ開催状況

区分	勝田第一中学校区域	勝田第二中学校区域	勝田第三中学校区域	佐野中学校区域
開催箇所数	2	2	1	1
区分	大島中学校区域	田彦中学区域	那珂湊中学校区域	平磯・美乃浜学園区域
開催箇所数	1	1	1	1

※ 令和5年度9月末現在

## 2 認知症への理解を深めるための普及・啓発

目的	取組	事業内容・今後の方針
認知症への理解促進	認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、認知症高齢者等の在宅生活を温かく見守ることができる地域づくりを目的に開催。 ・地域住民への認知症サポーターの養成を進めるとともに、市と見守り協定を締結している機関をはじめ、小売業・金融機関・公共交通機関職員等の受講を推進する。 ・子どもや学生の受講を拡大するため、市内学校に向けた開催勧奨を行う。
	認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーター養成講座受講者が更に認知症への理解を深め、各地域において認知症の人やその家族を支援する活動に役立てられるよう開催している。 ・認知症サポーターステップアップ講座についても受講者を拡大し、チームオレンジやその他、地域で活躍できる場を整備する。

### ▶認知症サポーター養成講座実施状況

対象	区分	第8期 実績値			第9期 見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
一般	開催回数(回)	14	17	7	20	22	25
	認知症サポーター養成数(人)	248	185	97	300	350	350
学校	開催回数(回)	1	7	7	8	10	10
	認知症サポーター養成数(人)	89	485	650	700	750	750
認知症サポーター累計数(人)		9,860	10,530	11,277	12,277	13,377	14,477

※ 令和5年度は9月末現在

※ 令和5年度の学校の開催回数は、9月末現在で開催が確定している数

### ▶認知症サポーターステップアップ講座実施状況

区分	第8期 実績値			第9期 見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ステップアップ講座受講者数(人)	14	21	7	40	50	60

※ 令和5年度は9月末現在

### 3 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症への支援・社会参加活動

目的	取組	事業内容・今後の方針
認知症の方の介護者の負担軽減	位置探索機器貸出	徘徊行動のあるおおむね 65 歳以上の高齢者を在宅で介護している方を対象に、高齢者の行方が判らなくなったとき、所在位置が探索できる機器を貸与する。 ・徘徊行動のある高齢者等の安全確保と家族の介護負担の軽減を図るため、事業の周知及び関係機関との連携強化、利用の促進を図る。
	おかえりマーク	認知症等により徘徊行動の見られる者又は徘徊のおそれのある者が行方不明となった場合に備え、申請により標示物を配布し、登録情報を警察署及び地域包括支援センターへ情報提供する。 ・事業の周知及び所管の警察署等との更なる連携に努め、利用の促進を図る。
早期発見・対応のための体制整備	ひたちなか安全・安心メール	防災行政無線にて発信すると同時に、登録されている方のパソコンや携帯電話に「行方不明高齢者情報」をメール配信している。また、隔月に一度「どうする？認知症」と題して、認知症に関する情報も配信している。 ・市民や関係団体への周知を図り、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座受講の機会を利用してメールの登録者を増やす。 ・行方不明高齢者に対する地域での見守りを強化するとともに、認知症の理解の推進に努める。
	茨城県徘徊高齢者等SOSネットワーク	認知症高齢者等（若年性認知症の方を含む）が、徘徊等により行方不明となった際の早期発見及び身元不明の高齢者等の早期身元判明を目的とする。 ・家族等から行方不明の高齢者等の捜索依頼を受けた場合や身元不明高齢者等を保護した場合、早期発見、早期身元判明を図れるよう、所管の警察署等関係機関と連携していく。
	チームオレンジの構築に向けた取組	認知症サポーターを中心とした地域住民によるメンバーが、認知症の方とその家族の悩みや生活支援ニーズを把握し、住み慣れた場所で早期から支援していく仕組みである「チームオレンジ」として、傾聴活動や市民啓発、認知症の方の社会参加のためのイベント企画・運営等を実施している。 ・チームのメンバーが増えるよう、チームオレンジの啓発物等を用いて、認知症ステップアップ講座受講者へ案内していく。 ・本人ミーティングや家族のつどい、その他の傾聴活動において当事者や介護者家族のニーズを把握し、ニーズに沿った活動内容を検討していく。

目的	取組	事業内容・今後の方針
認知症バリアフリーの推進	見守り・声かけ訓練の開催	認知症サポーターや地域住民、関係機関を対象に「見守り・声かけ訓練」を実施している。 ・認知症ステップアップ講座受講者や自治会に加入している団体に向けた実施を検討していく。 ・実施方法の検討や関係機関との連携を行う。
	官民の連携(☆)	日本認知症官民協議会における取組を踏まえた、官民が連携した認知症バリアフリーの推進等の内容を認知症施策に取り入れられるよう努める。また、官民で連携しながら、認知症施策を推進する。
若年性認知症の方への支援	多職種との連携	発症後早期から対応するため、認知症疾患医療センター及び県が配置する若年性認知症コーディネーター、更には地域包括支援センター内に配置する認知症地域支援推進員との連携しながら、医療・介護・障害の関係者に向けた若年性認知症支援研修会を実施している。 ・研修内容及び、関係機関の周知方法を検討する。
認知症予防に資する活動	「通いの場」の拡充	認知症カフェや地域住民によるサロンが各地域で開催されている。 ・社会参加による孤立の解消や社会的役割の確立は認知症予防に有効とされている。地域で開催されているサロンと協働し、認知症であっても気軽に通え、地域の方と交流できる「通いの場」の拡充を図っていく。

▶位置探索機器貸出状況

区分	第8期 実績値			第9期 見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数(人)	15	22	19	25	30	35

※ 令和5年度は9月末現在

▶おかえりマーク状況

区分	第8期 実績値			第9期 見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
交付人数(人)	31	41	17	50	55	60

※ 令和5年度は9月末現在

## 4 権利擁護の推進

### (1) 成年後見制度利用促進基本計画

認知症や知的障害、精神障害等の理由により、判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金等の財産管理や、介護・福祉サービスを利用するための手続きや契約等を結ぶことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。

このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援する制度が「成年後見制度」です。本人の判断能力に応じて、下記の3つに区分の支援者が家庭裁判所から選任されます。

#### ▶成年後見制度の3類型

区分	役割
成年後見	判断能力がほとんどない方のために、原則として全ての法律行為を行う。
保佐	判断能力が著しく不十分な方のために、重要な法律行為や同意・取消しのほか、申立てにより家庭裁判所が定める行為を行う。
補助	判断能力が不十分な方のために、申立てにより家庭裁判所が定めた行為を行う。

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、国では平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）が閣議決定されました。

第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組を更に進めることとされました。

この国の基本目標等を踏まえ、市町村においても行政計画を策定し、計画的に成年後見支援事業を推進していく必要があります。

#### 【現状と課題】

成年後見制度等の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数に比較して少ない状況にあります。これらの要因として、制度の普及が十分ではなく、申し立てに係る手続きが煩雑であること等が考えられます。

今後、認知症高齢者やひとり暮らしの増加が見込まれる中、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に増える見込みであり、成年後見制度の適切な理解と普及に努めるとともに、適切な制度利用を進めていく必要があります。



## 【今後の方針】

尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善や権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を推進していきます。

また、本市の成年後見制度利用促進に向けて、市町村中核機関や地域包括支援センターによる権利擁護業務や成年後見制度利用支援事業等の継続に加え、以下のことに取り組みます。

なお、整備にあたっては、5市3町1村からなる茨城県央地域定住自立圏における成年後見支援事業（以下「定住自立圏成年後見支援事業」という。）と連携し実施します。

取組	内容
成年後見制度の普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の利用促進を図るため、市町村中核機関や地域包括支援センターの職員を中心に高齢者クラブや高齢者サロン等に出向き、成年後見制度の内容や利用方法について周知活動を行う。</li> <li>・市町村中核機関による研修会や講演会の開催等、成年後見制度の普及啓発のための取組を実施する。</li> </ul>
市民後見人の養成及び法人後見の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定住自立圏成年後見支援事業による市民後見人養成講座やフォローアップ研修等の取組を通じて、市民後見人の養成及び社会福祉協議会の法人後見支援を実施することにより、担い手の確保につなげる。</li> </ul>
地域連携ネットワークの構築	<p>保健・福祉・医療等の連携に加え、家庭裁判所や弁護士会、司法書士会等との市域を超えた広域的なネットワークを構築し、権利擁護に関する支援を必要とする人の発見、早期の段階からの相談・対応体制の整備及び意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の整備を図る。</p> <p>（１）中核機関の体制強化 成年後見制度の利用促進及び地域連携ネットワークの中核となる機関。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和４年１月に、市社会福祉協議会に市町村中核機関を設置。</li> <li>・中核機関の機能は、市町村中核機関及び広域中核機関（水戸市及び社会福祉協議会）が分担する。</li> </ul>           相談を受けた際は、必要に応じて専門的助言等を行いながら、様々な権利擁護支援の内容を検討し、権利擁護の支援を適切に実施するためのコーディネートを行う。今後は中核機関がコーディネート機能を発揮できるよう、地域、福祉、司法等、地域連携ネットワークの連携・協力体制の強化を図っていく。</p> <p>（２）権利擁護支援チームによる支援  <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域市町村の関係機関で組織された地域連携ネットワーク協議会等の権利擁護支援チームにおいて、地域課題について継続的に協議を行い、課題の把握や必要な支援を行う。</li> </ul> </p> <p>（３）権利擁護支援チームへの支援  <ul style="list-style-type: none"> <li>・チームに対して必要な支援が行えるよう、中核機関と連携し、法律・福祉の専門職団体や関係機関の支援体制を構築する。</li> <li>・市町村中核機関は、後見開始後の成年後見人等を含むチームにおける各々の役割分担の確認などを行い、チーム活動の開始に向けて支援を行う。</li> </ul> </p>

取組	内容
成年後見制度 利用支援事業	<p>(1) 相談支援体制の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村中核機関や地域包括支援センターが相談機関として活動することによって、後見制度の適正な利用や支援に関する支援を実施する。支援にあたっては関係機関が継続的な連携・情報共有を行い、制度を必要とする方の早期発見・早期支援につなげる。</li> <li>・中核機関が中心となり、専門職による相談支援や地域での相談会を実施することによって一層の利用促進を図る。</li> </ul> <p>(2) 報酬制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申立てを行う親族がない場合や虐待等の事案については、市長による申立てを行い、被後見人等が低所得である場合には、後見人等への報酬の一部を助成し、制度利用の促進を図る。</li> <li>・報酬助成については、現在市長申立ての場合のみを対象としているが、成年後見制度の利用を必要とする人が活用できるよう、市内の成年後見制度の利用状況を精査し、対象者の拡充について検討を行う。</li> </ul> <p>(3) 任意後見制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、リーフレットやポスターを利用した制度の周知や相談体制の仕組みづくりを行う。</li> </ul> <p>(4) 適切な後見人等の選任・交代の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭裁判所や関係者との連携により、対応すべき課題を踏まえた適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代の実現を目指す。</li> </ul>
総合的な権利擁護 支援策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活自立支援事業といった成年後見制度以外の権利擁護支援事業の利用を促進するとともに、利用者の状態に応じて成年後見制度への移行を支援する。</li> </ul>

▶成年後見制度利用支援事業実施状況

区分	第8期 実績値		
	R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度利用者数(人)	97	109	100

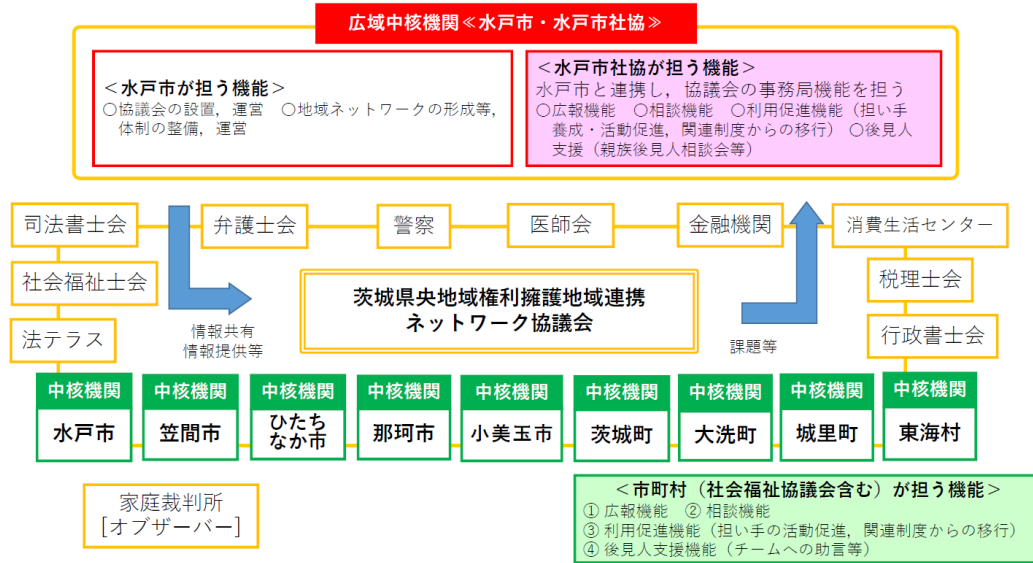
※ 令和5年度は9月末現在

区分	第8期 実績値		
	R3年度	R4年度	R5年度
市長申立て件数(件)	15	5	2
後見人等報酬助成件数(件)	10	7	7

※ 令和5年度は9月末現在



県央地域成年後見支援事業に係る体制図



(茨城県央地域権利擁護地域連携ネットワーク協議会資料より)

(2) 中核機関事業 (★)

市社会福祉協議会が令和4年1月31日より成年後見中核機関を設置しています。認知症や知的障害, 精神障害などによって判断能力が十分でない方やご親族, 支援者からの相談を受け付けています。また市民や団体向けの講演会や研修会, 啓発活動, 専門職(弁護士や司法書士)による相談会を実施しています。

区分	第8期 実績値		
	R3年度	R4年度	R5年度
相談支援件数(件)	9	110	94

※ 令和5年9月末現在

※ 令和3年度は令和4年1月31日以降の実績

### (3) 日常生活自立支援事業

認知症や知的障害等により判断能力が低下し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理をひとりで行うことに不安のある方が対象の事業です。自立し安心した地域生活や施設生活が送れるように、福祉サービス等の利用援助や生活の日常的な金銭管理をすることで生活の支援をします。実施主体は、市社会福祉協議会です。

区分	第8期 実績値		
	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人)	23	26	26

※ 令和5年9月末現在

#### 【今後の方針】

市社会福祉協議会との連携を図りながら、継続して事業の周知及び利用促進に努めていきます。

### (4) 法人後見サポート事業

市社会福祉協議会が平成27年度より法人後見サポート事業を実施し、成年後見人等の受任をしています。権利擁護や身上保護を行い、被後見人等の生活の支援を行います。

区分	第8期 実績値		
	R3年度	R4年度	R5年度
受任人数(人)〔類型〕	2〔後見〕	3〔後見〕	3〔後見〕

※ 令和5年9月末現在

#### 【今後の方針】

円滑な事業運営が図られるよう社会福祉協議会と連携しながら、事業の拡充に努めていきます。

## (5) 高齢者虐待防止対策の推進 (★)

平成 18 年に高齢者の尊厳の保持，権利利益の擁護に資することを目的とした「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。高齢者に対する虐待の事案は，国による実態調査においても相談・通報件数及び虐待判断件数ともに依然として高止まりしている状況が継続しております。高齢者虐待は，高齢者の生命及び尊厳に直結し，決してあってはならない問題です。

高齢者やその家族，介護サービス事業所等の高齢者虐待に対する問題意識を高めるとともに，関係機関と密接に連携した支援体制を構築することにより，高齢者虐待防止対策の推進をしてまいります。

### ① 早期発見できる体制の整備

現在，市内 5 か所で運営している地域包括支援センターを中心に，高齢者の虐待やその兆候を早期に発見し適切な対応を図るため，関係機関との密接な連携による支援体制を確立します。

### ② 高齢者虐待への対応

高齢者虐待に関する相談や通報を受けた場合は，被虐者と思われる高齢者の身の安全を確保し生活の安定を図るとともに，事実確認を行った結果，虐待の事実が確認された際には，適切な権限を行使し虐待の解消を図ります。一連の対応にあたっては，庁内・庁外を問わず，関係機関との連携・協働により，迅速な対応に努めます。

### ③ 高齢者虐待の予防，再発防止に向けた取り組み

高齢者虐待の実態や防止に関する普及啓発活動について，広報誌や市ホームページへの掲載，講座や各種会議等の機会を捉え，高齢者虐待の防止に向けて取り組んでまいります。

また，虐待の事例に対する発生原因の調査・分析を行い，再発防止に向けた取り組みを行います。